

令和6年10月4日

富山県知事 殿

住 所 砺波市栄町7番3号
報告者 市立砺波総合病院
氏 名 開設者 砺波市長 夏野 修
〔法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称並びに代表者の氏名〕
電 話 0763 (33) 1111

地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2第1項の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒939-1398 富山県砺波市栄町7番3号
氏名	砺波市

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

市立砺波総合病院

3 所在の場所

〒939-1395 富山県砺波市新富町1番61号 電話 (0763) 32 - 3320
--

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
44床	(一般) 4床	5床	床	418床	471床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 人工呼吸器 14 台、除細動器 1 台、血液浄化装置 2 台、多機能生体情報モニター 17 台、多機能心電計 1 台、酸素飽和度測定装置 2 台、血液ガス分析装置 1 台、超音波画像診断装置 1 台、低体温療法装置 1 台、体外循環装置 1 台、AED 1 台 病床数 16 床
化学検査室	(主な設備) 多項目自動血球分析装置 2 台、血液凝固分析装置 2 台、血液ガス分析装置 1 台、生化学自動分析装置 2 台、化学発光酵素免疫分析装置 3 台、全自動糖分析装置 2 台、自動グリコヘモグロビン分析装置 2 台、全自動蛍光免疫分析装置 1 台、比濁時間分析装置 1 台
細菌検査室	(主な設備) 微生物同定感受性分析装置 2 台、血液培養自動分析装置 1 台、微生物感受性分析装置 1 台、インキュベーター (培養器) 4 台、安全キャビネット (クラス II) 2 台、顕微鏡 1 台、蛍光顕微鏡 1 台、オートクレーブ (高圧蒸気滅菌器) 2 台、遺伝子解析装置 3 台
病理検査室	(主な設備) 自動免疫染色装置 2 台、凍結切片作成装置 2 台、顕微鏡 (電子含む) 11 台、自動染色装置 1 台、臓器撮影台 1 台、マイクローム 2 台、電子カルテシステム、病理部門システム
病理解剖室	(主な設備) 病理剖検台 1 台、臓器撮影台 1 台、遺体冷蔵庫 1 台
研究室	(主な設備)
講義室	室数 2 室 収容定員 160 人 (講堂・カンファレンス室)
図書室	室数 2 室 蔵書数 16,400 冊 図書室 : 紙媒体 8,900 冊 オアシス文庫 : 7,500 冊 (エンジェル文庫含む) (他電子媒体 5,700 タイトル (OA 含む))
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 20.04 m ² [共用室の場合] 室と共用

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

6 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	76.8%	算定 期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	94.2%		
算出根拠	A：紹介患者の数	6,096人	
	B：初診患者の数	7,933人	
	C：逆紹介患者の数	7,480人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

7 共同利用の実績

(1) 共同利用の実績

(1) 共同利用医療機関延べ数	696 医療機関
(2) 開設者と直接関係のない共同利用医療機関延べ数	696 医療機関
(3) 共同利用に係る病床利用率	0.0%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

(2) 共同利用の範囲等

医療機器（X線撮影装置、コンピューター断層撮影装置、磁気共鳴診断装置、ラジオアイソトープ装置、心臓カテーテル装置、超音波診断装置、内視鏡検査装置、放射線治療装置）、電子カルテ、開放型病床、集中治療室、患者総合支援センター、会議室、図書室、医薬品情報管理室、生化学検査室、細菌検査室、病理検査室、病理解剖室、講堂、会議室、救急車など

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用を行ったものを明記すること。

(3) 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規程の有無 有・無
 イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：責任者 担当者
 職種：医師 事務

(注) 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。

(4) 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙①にて記載				

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

8 救急医療の提供の実績

(1) 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様		勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
別紙②にて記載						
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

(2) 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4 床
専用病床	12 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

(3) 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急科 (1) 診察室 1-3 (医師控室)	33.88 m ² (7.54 m ²)	(主な設備) 診察台、電子カルテシステム、画像情報モニター、簡易陰圧装置 (1 部屋)	可
救急科 (2) 治療室 (器材庫)	114.47 m ² (16.82 m ²)	(主な設備) 診察台、血液ガス分析装置、超音波診断装置、無影灯、人工呼吸器、搬送用人工呼吸器、AED、心臓マッサージシステム、電気メス、多機能心電計、除細動器、ストレッチャー、電子カルテシステム、多機能生体情報モニター、搬送用生体情報モニター、薬品保管庫	可
救急科 (3) 汚物処理室	8.14 m ²	(主な設備)	可
救急科 (4) 洗浄室	5.43 m ²	(主な設備) 冷温水シャワー	可
救急科 (5) 点滴室	32.91 m ²	(主な設備) ストレッチャー、簡易陰圧装置	可
救急科 (6) 受付・控室	11.12 m ²	(主な設備) 電子カルテシステム、医事システム、プリンター、コピー機	可
CT室 (2 部屋)	67.86 m ²	(主な設備) CT装置、造影剤自動注入器	可
MR I 室 (2 部屋)	49.32 m ²	(主な設備) MR I 装置、造影剤自動注入器、パルスオキシメーター	可
アンギオ室 (2 部屋)	78.51 m ²	(主な設備) 補助心臓装置、血管内超音波診断装置、血管造影装置、部分冠血流予備量比測定装置、除細動器、造影剤自動注入器、ポリグラフ、体外式ペースメーカー、ベッドサイドモニター	可

手術室1～9 手術ホール	637.35 m ²	(主な設備) 手術台、麻酔器、電気メス、ベッドサイドモニター、移動型X線撮影装置、顕微鏡手術システム、内鏡視下手術システム、手術支援ロボット(ダ・ヴィンチ)、レーザー手術装置、超音波診断装置、除細動器、多機能心電計、自己血回収手術装置、脳圧測定モニター、筋弛緩モニター、移動型X線TV装置	可
その他	418.62 m ²	風除室(2箇所) 27.03 m ² 、NS及びSS 26.43 m ² 待合室 17.42 m ² 、廊下 309.97 m ² 、 当直室1～7 37.77 m ²	可

(4) 備考

救急病院の認定 令和4年11月1日(富山県指令医第437-1)

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

(5) 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,736人 (1,579人)
上記以外の救急患者の数	7,516人 (1,492人)
合計	10,252人 (3,071人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

(6) 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

9 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 研修の内容

<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"> <p>別紙③にて記載</p> </div>
--

(2) 研修の実績

ア 地域の医療従事者への実施回数	100 回
イ アの合計研修者数	1,945 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 イには、前年度の研修生の実数を記入すること。

(3) 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
				年	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"> <p>別紙④にて記載</p> </div>					
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

(4) 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂 (100名収容)	193.38 m ²	(主な設備) 放送設備、プロジェクター、スクリーン、電子カルテネットワーク
医学実習室 (24名収容)	63.04 m ²	(主な設備) 電子カルテネットワーク
臨床研修支援室	28.30 m ²	(主な設備) 電子カルテネットワーク
カンファレンス室 (60名収容)	128.99 m ²	(主な設備) 放送設備、TVモニター、電子カルテネットワーク、プロジェクター
第1会議室 (48名収容)	131.32 m ²	(主な設備) 【第1、第2共有】 放送設備、プロジェクター
第2会議室 (24名収容)	64.05 m ²	
第3会議室 (18名収容)	51 m ²	(主な設備) 電子カルテネットワーク
第4会議室 (24名収容)	69.10 m ²	(主な設備) 電子カルテネットワーク

10 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	医療情報部長 医事課長	地域医療部長
管理担当者氏名	診療情報管理士 医事課	患者総合支援センター

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		医療情報部	1患者1IDによる電子カルテファイリング及び診療記録電子保存システム(DACS) 市立砺波総合病院診療情報管理規定(平成11年10月1日制定) 砺波市文書管理規程(平成16年11月1日施行) 市立砺波総合病院診療記録文書運用管理規定(平成19年10月3日制定)
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	患者総合支援センター	砺波市文書管理規程(平成16年11月1日施行)
	救急医療の提供の実績	医事課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	患者総合支援センター	
	閲覧実績	医療情報部	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

11 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	地域医療部長
閲覧担当者氏名	患者総合支援センター
閲覧の求めに応じる場所	患者総合支援センター及び相談室
<p>閲覧の手続の概要</p> <p>1 市立砺波総合病院施設及び設備等の共同利用登録制度に関する規程第2条に該当する者が閲覧を希望する場合は、市立砺波総合病院診療、管理及び運営に関する諸記録閲覧規程に基づく。</p> <p>2 前項に該当しないものが閲覧を希望する場合は、砺波市情報公開条例(平成16年11月1日条例第11号)及び砺波市情報公開条例施行規則(平成16年11月1日規則第12号)に基づく。</p>	

前年度の総閲覧件数		175 件
閲覧者別	医師	198 件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

12 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
<p>1 現況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介率・逆紹介率 ・共同利用の実績 ・救急医療の提供の実績 ・地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実績 ・患者相談の実績 <p>2 地域医療支援病院としての取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携広報誌「おあしす連携だより」について ・診療科紹介誌「地域医療連携の手引き」について ・連携医療機関訪問報告について ・病診連携に関することについて ・当院の輪番制受診状況について ・地域医療連携懇話会について 		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

13 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・ その他（患者総合支援センターおあしす）
主として患者相談を行った者 （複数回答可）	看護師 3名 社会福祉士 6名 精神保健福祉士 1名 メディエーター 2名 保安員 1名
患者相談件数	8,050 件
患者相談の概要	
<p>1 患者相談概要</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>別紙⑤にて記載</p> </div> <p>2 相談に基づき講じた対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 患者からの相談・ご意見・要望に対して適切な対応を行うため正面に総合相談窓口を設置し（8：30 から 17：15 迄）医療メディエーターを配置。 2) 患者からの相談に対して、相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている。 3) 患者支援に係る取組みの評価を週 1 回程度開催し、部門の患者支援体制に係る担当者と協議する。 <p>3 患者からの開示請求数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本人からの開示請求数 17 件 2) 第三者からの開示請求数 15 件 	

（注） 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

14 その他の地域医療支援病院に求められる取組み（任意の報告事項）

(1) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 機関名：日本病院機能評価機構「審査区分一般病院2 3rdGVer1.1」 認定日：平成29年3月18日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

(2) 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 院外広報誌「おあしす」：年3回、医療機関（186か所）、市内全戸（約1700戸） 市広報誌「広報となみ」：月1回、コラム1頁/月、市内全戸（約1700戸） 診療科紹介誌「地域医療連携の手引き」：年1回、医療機関（172か所） 地域連携広報誌「おあしす連携だより」：年3回、医療機関（172か所）	

(3) 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無		
・入退院支援部門の概要 入退院支援部門、病棟部門及び居宅介護支援事業所に人員を配置。入院早期からの退院支援が必要な患者のスクリーニング、看護介入とチームワーク、地域・社会資源との医療介護連携・調整の3段階プロセスを通じて、在宅復帰に向けた退院支援を実施している。			
入退院支援（届出：入退院支援加算1）			居宅介護支援事業所
	職種	看護師	社会福祉士 ケアマネージャ
入退院支援部門	専従	2	2
	専任	1	
病棟部門 (般9/ICU1/HCU1)	専従	5	
	専任	1	

(4) 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 地域連携クリティカルパス（脳卒中・心筋梗塞・大腿骨近位部骨折） 富山県がん診療地域連携クリティカルパス（胃・大腸・肝・肺・乳房） ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 砺波医療圏域における地域連携クリティカルパス計画策定病院として、急性期医療を担うと共に、回復・維持・生活期を通じて安心して地域で生活できるよう取り組んでいる。 また、富山県のがん診療連携拠点病院としてがん診療連携体制へ参加すると共に、地域がん診療連携拠点病院として、がん治療の均てん化に努めている。	